

さいたま市告示第 976 号

屋外広告物法(昭和 24 年法律第 189 号)第 7 条第 4 項の規定により広告物及び掲出物件を除却し、同法第 8 条第 1 項の規定により保管したので、同条第 2 項並びにさいたま市屋外広告物条例(平成 14 年条例第 109 号)第 21 条の 2 及び第 21 条の 3 の規定により、次のとおり告示する。

令和 7 年 6 月 10 日

さいたま市長 清水 勇 人

1 保管した広告物又は掲出物件の名称又は種類及び数量

- | | |
|---------|-------|
| (1) はり札 | 126 枚 |
| (2) 立看板 | 8 枚 |

2 保管した広告物又は掲出物件の放置されていた場所、除却日時及び保管開始日時 別紙のとおり

3 保管場所

さいたま市緑区宮本 2 丁目 16 番地 3

4 連絡先

- | | |
|--------|----------------------------------|
| (1) 担当 | さいたま市役所都市局 都市計画部 南部都市計画指導課 都市管理係 |
| (2) 電話 | 048 (840) 6178 |

広告物及び掲出物告示リスト

告示年月日 令和7年6月10日

番号	放置されていた場所	保管した広告物・掲出物件		除却した日時		保管開始日時		備考
		名称または種類	数 量	月 日	時 間	月 日	時 間	
1	浦和区	立看板	1	令和7年5月1日	8時30分 から 17時00分	令和7年5月1日	17時00分	
2	緑区	はり札	2	令和7年5月7日	15時00分 から 17時00分	令和7年5月7日	17時00分	
3	浦和区	はり札	2	令和7年5月7日	15時00分 から 17時00分	令和7年5月7日	17時00分	
4	緑区	はり札	5	令和7年5月15日	15時00分 から 16時40分	令和7年5月15日	16時40分	
5	浦和区	はり札	34	令和7年5月20日	8時30分 から 17時00分	令和7年5月20日	17時00分	
6	桜区	はり札	29	令和7年5月23日	8時30分 から 17時00分	令和7年5月23日	17時00分	
7	浦和区	立看板	7	令和7年5月26日	10時00分 から 12時00分	令和7年5月26日	12時00分	
8	緑区	はり札	28	令和7年5月27日	8時30分 から 17時00分	令和7年5月27日	17時00分	
9	中央区	はり札	26	令和7年5月30日	8時30分 から 17時00分	令和7年5月30日	17時00分	
10	計	はり札	126					
11		立看板	8					